



# 職員の特殊勤務手当に関する意見

令和8年1月

埼玉県人事委員会

写

人委第589号  
令和8年1月8日

埼玉県議会議長 白土幸仁様

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県人事委員会

委員長 池本誠司

職員の特殊勤務手当に関する意見について

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当について別紙のとおり意見を申し出ます。

## 別紙

# 意 見

昨年秋以降、これまでとは異なり多くの地域でクマが人里に侵入し、人身被害が増大しており、安全・安心を脅かす深刻な事態となっている。

国はこうした状況を踏まえ、令和7年11月にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議において「クマ被害対策パッケージ」を決定した。この中で追加的・緊急的な対応として、警察が保有する特殊銃（ライフル銃）を使用してクマ等の危険鳥獣を駆除できるようにするため、「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成14年国家公安委員会規則第16号）」を令和7年11月13日付けで改正するとともに、他の都道府県の警察官をクマによる被害の大きな県に派遣し、合同でクマの駆除を行うこととした。

危険鳥獣の駆除に係る作業は、銃器等を扱う困難性、身体に対する危険性及びそれに伴う精神的負担の程度が高く、特殊性の高い作業であると認められる。そのため、警察官が当該作業に従事した場合における特殊勤務手当について、必要な措置を行うことが適当である。

のことから、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第5号）の改正について、次のように意見を申し出る。

### 1 改正の内容

警察職員が、危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして人事委員会規則で定めるものに従事したときは、作業に従事した日1日につき、警察業務手当として1,640円を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額を支給すること。

### 2 実施時期

令和7年11月13日から実施すること。